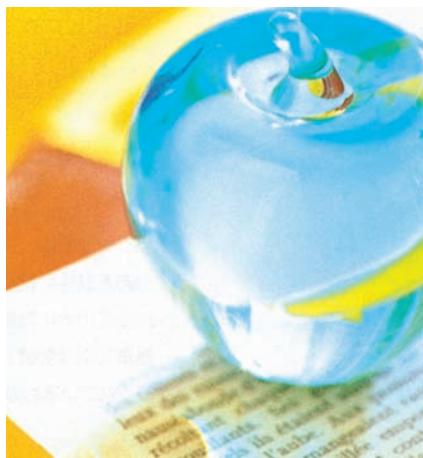


<使用開始日>
2014年12月13日

ノムラ・ボンド・インカム・オープン

追加型投信 内外 債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】



商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券 公債 (高格付債)	年4回	グローバル (日本を含む)	あり (高位ヘッジ)

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成26年10月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:22兆5974億円(平成26年9月30日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうノムラ・ボンド・インカム・オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年12月12日に関東財務局長に提出しており、平成26年12月13日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★
<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)
<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長を図ることを目的として、安定的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

■主要投資対象

日本を含む世界先進主要国の公社債を主要投資対象とします。

■投資方針

- 公社債への投資にあたっては、ソブリン債^{※1}および国際機関^{※2}の発行した債券を中心とした優良クレジットの債券に分散投資することを基本とします。

※1 国債、政府機関債など、中央政府により発行・保証された債券です。

※2 世界銀行、欧州投資銀行、アジア開発銀行等をいいます。

- ◆ AA格相当以上の格付を有する債券を中心に、A格相当までの格付を有する債券に投資することを基本とします(格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものも含みます。)。

- カントリーアロケーション、デュレーションおよび為替ヘッジ比率などをアクティブに変更することで、リスクの低減を図りつつ収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ カントリーアロケーション : 投資対象国の金利動向決定要因などを分析・評価し、カントリーアロケーションならびに個別投資銘柄を決定し、分散ポートフォリオを構築することを基本とします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ デュレーション : ポートフォリオのデュレーション(保有債券をはじめ短期金融資産などを含めたファンド全体のデュレーション)は、原則として概ね1~3年程度で4年を超えない範囲内に維持することを基本とします。なお、防衛的な観点からポートフォリオのデュレーションを更に短期化することがあります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 為替ヘッジ比率 : 外貨建資産については、他通貨による代替ヘッジも含め、原則として常時対円で80%以上をヘッジすることを基本とし、為替変動リスク低減を目指します。また、為替ヘッジ戦略を含め為替戦略については投資対象国の為替動向決定要因などを分析・評価し、為替戦略を決定いたします。 |

- シティ世界国債インデックス(1~3年)為替100%ヘッジをベンチマークとします。

- ◆ 当ベンチマークは、シティ世界国債インデックス(1~3年)の各国別指数(現地通貨ベース)を用い、委託会社において円ヘッジベースに換算した指数です。

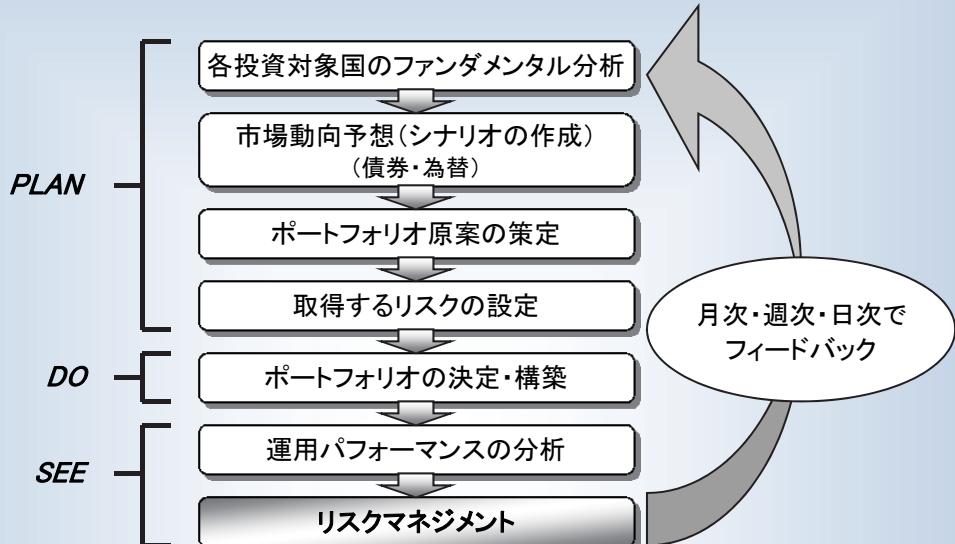
- 運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	内外の公社債(短期金融商品を含む)の運用の一部
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)
委託先所在地	英国 ロンドン市

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■運用プロセスについて■

- ◆月次、週次の運用会議で基本的投資方針・戦略の策定を行ない、日次のミーティングでレビューすることを基本といたします。PLAN → DO → SEE → PLANの運用プロセスを繰り返す中で、運用効率の向上を図ります。



- ◆各投資対象国のファンダメンタル分析の項目には以下のものがあります。

- ①経済ファンダメンタルズ項目
→景気、個人消費、雇用、住宅、インフレ率など
- ②中央銀行の政策に関する市場の信認度
- ③収支項目
→経常収支、財政収支、貿易収支など
- ④需給要因項目
→債券発行／償還／買い戻し状況、投資家動向など
- ⑤その他項目
→株価、政治動向など

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎年3月、6月、9月および12月の21日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、基準価額水準等を勘査して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは組入外貨建資産について、原則として常時80%以上の為替ヘッジを行ない為替変動リスクの低減を図ることを基本としますので、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行う場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があつた場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっています。

●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

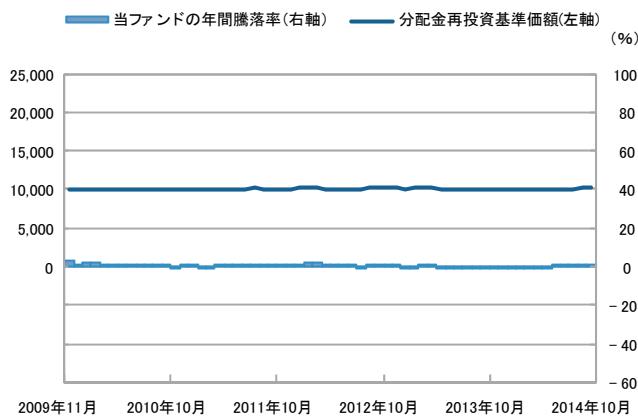
●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

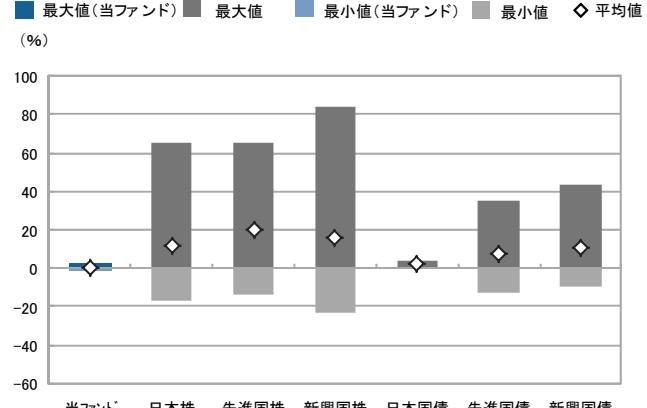
リスクの定量的比較

(2009年11月末～2014年10月末：月次)

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009年11月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したもので

す。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指数值の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(㈱)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関して一切責任を負いません。

○シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)…「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受け人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

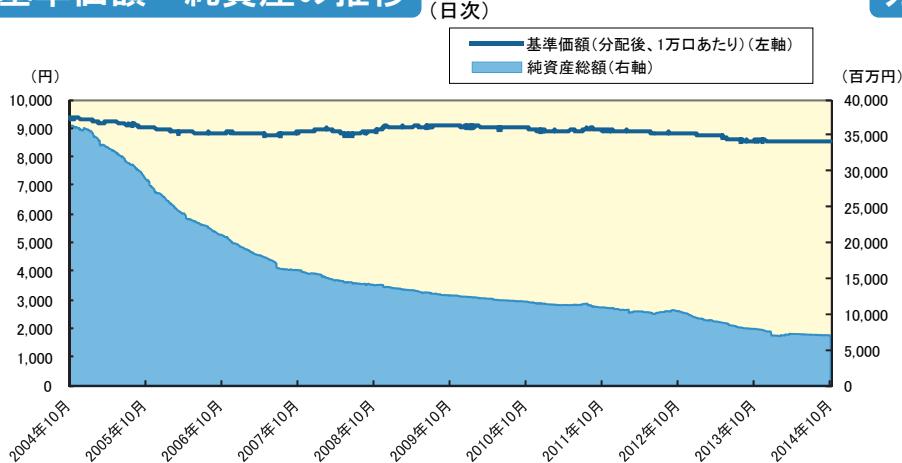
米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)('指標スパンサー')は、指標に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

運用実績 (2014年10月31日現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2014年9月	35 円
2014年6月	35 円
2014年3月	35 円
2013年12月	35 円
2013年9月	35 円
設定来累計	2,204 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付(10年)第273回	日本	12.3
2	国庫債券 利付(10年)第270回	日本	7.2
3	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	6.2
4	国庫債券 利付(2年)第329回	日本	5.7
5	BELGIUM KINGDOM GOVT	ベルギー	5.1
6	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	5.0
7	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	4.1
8	BELGIUM KINGDOM GOVT	ベルギー	3.9
9	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	フランス	3.3
10	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	フランス	3.3

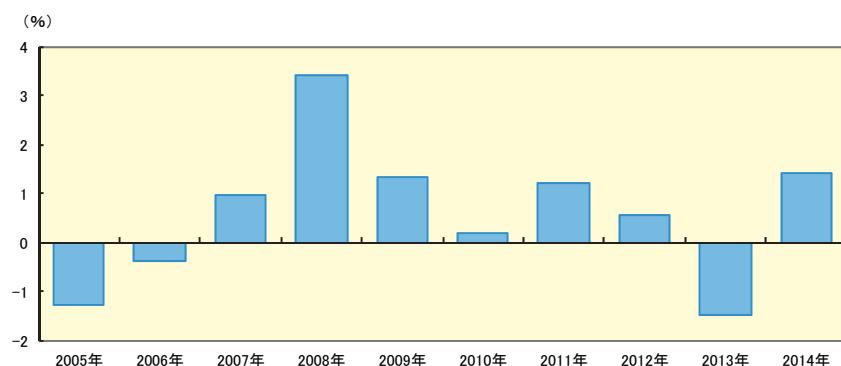
債券種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	71.7
特殊債券	15.4
社債券	2.3

※ユーロについては発行国で記載しております。

年間收益率の推移

(暦年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2014年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)		
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購入代金	原則、購入申込日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
換金単位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換金代金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。	
購入の申込期間	平成26年12月13日から平成27年12月11日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信託期間	平成30年3月21日まで（平成10年7月30日設定）	
繰上償還	受益権口数が10億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決算日	原則、毎年3月、6月、9月および12月の21日（休業日の場合は翌営業日）	
収益分配	年4回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）	
信託金の限度額	2000億円	
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。	
運用報告書	3月、9月のファンドの決算時、償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に交付します。	
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>0.324%(税抜0.3%)</u> 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産 留保額	換金時に、基準価額に <u>0.1%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンドの 純資産総額</th> <th>500億円 以下の部分</th> <th>500億円超 750億円 以下の部分</th> <th>750億円超 1000億円 以下の部分</th> <th>1000億円超 1500億円 以下の部分</th> <th>1500億円 超 の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託報酬率</td><td colspan="5"><u>年0.7236%(税抜年0.67%)</u></td></tr> <tr> <td><委託会社> ファンドの運用と それに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td><td>年0.32%</td><td>年0.33%</td><td>年0.305%</td><td>年0.315%</td><td>年0.29%</td></tr> <tr> <td><販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等 各種書類の送付、 口座内でのファンドの 管理および事務 手続き等</td><td>年0.30%</td><td>年0.30%</td><td>年0.325%</td><td>年0.325%</td><td>年0.35%</td></tr> <tr> <td><受託会社> ファンドの財産の 保管・管理、 委託会社からの 指図の実行等</td><td>年0.05%</td><td>年0.04%</td><td>年0.04%</td><td>年0.03%</td><td>年0.03%</td></tr> </tbody> </table>	ファンドの 純資産総額	500億円 以下の部分	500億円超 750億円 以下の部分	750億円超 1000億円 以下の部分	1000億円超 1500億円 以下の部分	1500億円 超 の部分	信託報酬率	<u>年0.7236%(税抜年0.67%)</u>					<委託会社> ファンドの運用と それに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.32%	年0.33%	年0.305%	年0.315%	年0.29%	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等 各種書類の送付、 口座内でのファンドの 管理および事務 手続き等	年0.30%	年0.30%	年0.325%	年0.325%	年0.35%	<受託会社> ファンドの財産の 保管・管理、 委託会社からの 指図の実行等	年0.05%	年0.04%	年0.04%	年0.03%
ファンドの 純資産総額	500億円 以下の部分	500億円超 750億円 以下の部分	750億円超 1000億円 以下の部分	1000億円超 1500億円 以下の部分	1500億円 超 の部分																									
信託報酬率	<u>年0.7236%(税抜年0.67%)</u>																													
<委託会社> ファンドの運用と それに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.32%	年0.33%	年0.305%	年0.315%	年0.29%																									
<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等 各種書類の送付、 口座内でのファンドの 管理および事務 手続き等	年0.30%	年0.30%	年0.325%	年0.325%	年0.35%																									
<受託会社> ファンドの財産の 保管・管理、 委託会社からの 指図の実行等	年0.05%	年0.04%	年0.04%	年0.03%	年0.03%																									
【運用の委託先の報酬】 運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドが受ける報酬は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.03%の率を乗じて得た額とします。なお、その報酬額は、この信託の信託報酬支払いのときに当事者間で支払うものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。																														
その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。																														
<ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等 																														

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

* 上記は平成26年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではございません。)



ノムラ・ボンド・インカム・オープン

追加型投信 内外 債券

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2014年12月13日)

野村アセットマネジメント

この目論見書により行なうノムラ・ボンド・インカム・オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成26年12月12日に関東財務局長に提出しており、平成26年12月13日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

—目次—

表紙	1
第一部 【証券情報】	2
第二部 【ファンド情報】	5
第1 【ファンドの状況】	5
1 【ファンドの性格】	5
2 【投資方針】	9
3 【投資リスク】	17
4 【手数料等及び税金】	20
5 【運用状況】	23
第2 【管理及び運営】	29
1 【申込(販売)手続等】	29
2 【換金(解約)手続等】	30
3 【資産管理等の概要】	30
4 【受益者の権利等】	33
第3 【ファンドの経理状況】	35
1 【財務諸表】	37
2 【ファンドの現況】	44
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	45
第三部 【委託会社等の情報】	46
第1 【委託会社等の概況】	46
約款	83

【表紙】

【提出日】 平成 26 年 12 月 12 日提出
【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 CEO 兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】 ノムラ・ボンド・インカム・オーブン
【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券の金額】 繙続募集額(平成 26 年 12 月 13 日から平成 27 年 12 月 11 日ま
で)
1 兆円を上限とします。
該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ノムラ・ボンド・インカム・オープン

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※ 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、0.324%（税抜 0.3%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上 1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上 1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上 1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成 26 年 12 月 13 日から平成 27 年 12 月 11 日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して 5 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

受益権の申込みを行なう投資者は、取得申込をする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受け付けの中止、既に受け付けた取得申込みの受け付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆信託財産の着実な成長を図ることを目的として、安定的な運用を行なうことを基本とします。
- ◆年4回の決算時（原則3、6、9、12月の各21日、同日が休業日の場合は翌営業日）に、分配を行なうことを基本とします。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、2,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ・ボンド・インカム・オープン)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
一般	年2回		
大型株		日本	
中小型株	年4回	北米	
債券		欧州	あり (高位ヘッジ)
一般	年6回 (隔月)		
公債			
社債			
その他債券	年12回 (毎月)	アジア	
クレジット属性			

(高格付債)			
不動産投信	日々	オセアニア	
その他資産 ()	その他 ()	中南米	なし
資産複合 ()		アフリカ	
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成 22 年 7 月 1 日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書き

で付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1) 日経 225

(2) TOPIX

(3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

(1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

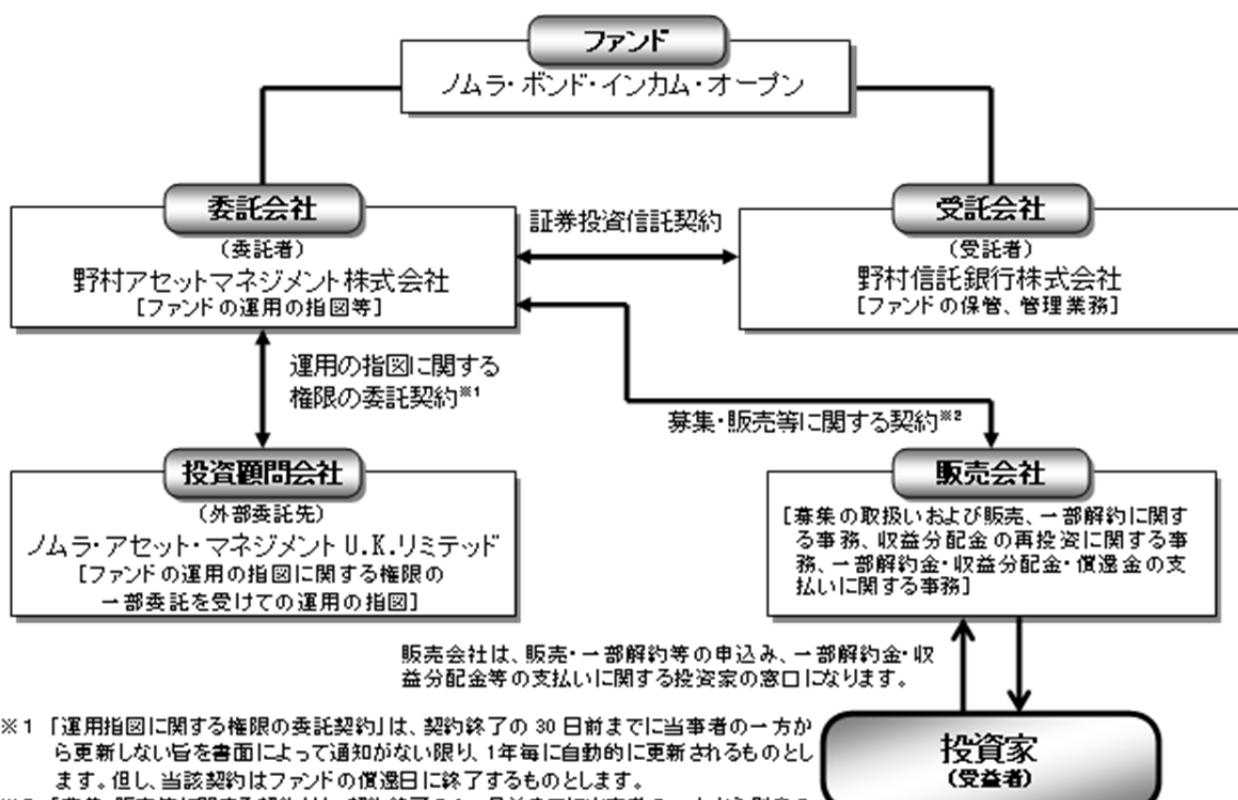
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成 10 年 7 月 30 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



■委託会社の概況(平成 26 年 10 月末現在) ■

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
- ・資本金の額
17,180 百万円
- ・会社の沿革
 - 昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立
 - 平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 - 平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
 - 平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

[1]先進主要国のソブリン債等を中心とした優良クレジットの債券を主要投資対象とし、分散投資を行ないます。

◆先進主要国のソブリン債^{*1}および国際機関^{*2}の発行した債券を中心とした優良クレジットの債券に分散投資を行ない、リスクの低減を図ります。

※1 国債、政府機関債など、中央政府により発行・保証された債券です。

※2 世界銀行、欧洲投資銀行、アジア開発銀行等をいいます。

◆AA 格相当以上の格付を有する債券を中心に、A 格相当までの格付を有する債券に投資することを基本とします(格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)。

◆ファンドが、投資対象とする先進主要国^{*}は、当面以下の国々とします。

アメリカ	カナダ	オーストラリア	日本	オーストリア
ベルギー	デンマーク	フィンランド	フランス	ドイツ
イタリア	オランダ	スペイン	スウェーデン	スイス
イギリス	ノルウェー	ポーランド	シンガポール	マレーシア
メキシコ	南アフリカ	アイルランド		

※ 平成 26 年 10 月末現在。なお、投資対象国は今後変更することがあります。

[2]カントリーアロケーション、デュレーションおよび為替ヘッジ比率などをアクティブに変更することで、リスクの低減を図りつつ収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

◆カントリーアロケーション：投資対象国の金利動向決定要因などを分析・評価し、カントリーアロケーションならびに個別投資銘柄を決定し、分散ポートフォリオを構築することを基本とします。

◆デュレーション^{*}：ポートフォリオのデュレーション(保有債券をはじめ短期金融資産などを含めたファンド全体のデュレーション)は、原則として概ね 1 ~ 3 年程度で 4 年を超えない範囲内に維持することを基本とします。なお、防衛的な観点からポートフォリオ

のデュレーションを更に短期化することがあります。

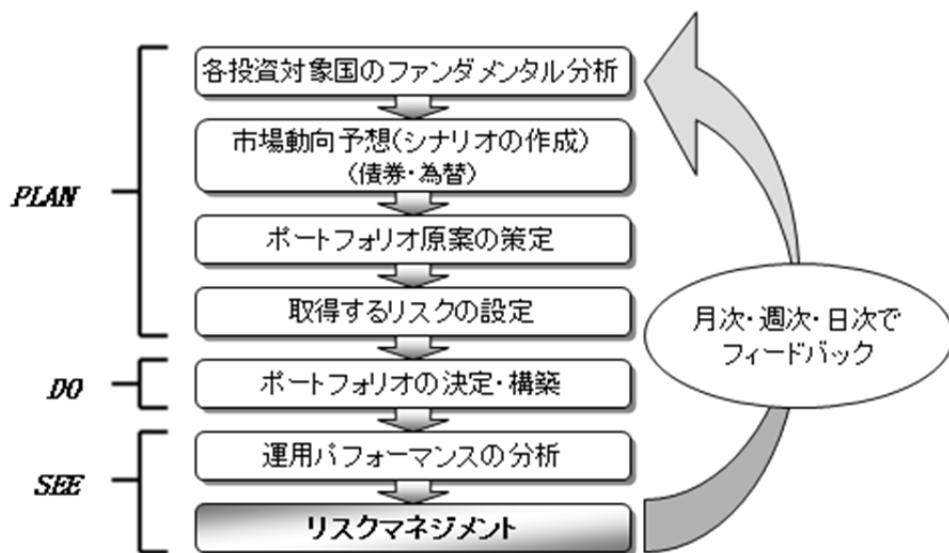
※ デュレーションとは・・・金利がある一定の割合で変動した場合、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。すなわち、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

◆為替ヘッジ比率

: 外貨建資産については、他通貨による代替ヘッジも含め、原則として常時対円で 80%以上をヘッジすることを基本とし、為替変動リスク低減を目指します。また、為替ヘッジ戦略を含め為替戦略については投資対象国の為替動向決定要因などを分析・評価し、為替戦略を決定いたします。

[3]運用プロセスについて

◆月次、週次の運用会議で基本的投資方針・戦略の策定を行ない、日次のミーティングでレビューすることを基本といたします。PLAN → D0 → SEE の運用プロセスを繰り返す中で、運用効率の向上を図ります。



◆各投資対象国のファンダメンタル分析の項目には以下のものがあります。

- ① 経済ファンダメンタルズ項目 : 景気、個人消費、雇用、住宅、インフレ率など
- ② 中央銀行の政策に関する市場の信認度
- ③ 収支項目 : 経常収支、財政収支、貿易収支など
- ④ 需給要因項目 : 債券発行／償還／買い戻し状況、投資家動向など
- ⑤ その他項目 : 株価、政治動向など

[4]シティ世界国債インデックス(1~3年)為替100%ヘッジをベンチマークとします。

◆シティ世界国債インデックス(1~3年)は、Citigroup Index LLC が開発した世界先進主要国短期国債(1~3年)市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数の一つです。ファンドは、当インデックスの対円での為替100%ヘッジベースをベンチマークとします。
当ベンチマークは、シティ世界国債インデックス(1~3年)の各国別指数(現地通貨ベース)を用い、委託会社において円ヘッジベースに換算した指数です。

[5]「ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド」に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

◆運用にあたっては、「ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド」(委託会社の英国現地法人)に内外の公社債(短期金融商品を含む)の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

◆委託する範囲	: 内外の公社債(短期金融商品を含む)の運用の一部
◆委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド)
◆委託先所在地	: 英国 ロンドン市
◆委託に係る費用	: 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年 10,000 分の 3 の率を乗じて得た額とします。なお、その報酬額は、信託報酬支払いのときに当事者間で支払うものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 【投資対象】

日本を含む世界先進主要国の公社債を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

① 有価証券の指図範囲(約款第 19 条第 1 項)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債※の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

- 6 コマーシャル・ペーパー
- 7 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 9 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 10 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 11 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 12 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 5 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 5 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 1 号から第 4 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 1 号から第 4 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 金融商品の指図範囲(約款第 19 条第 2 項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされ

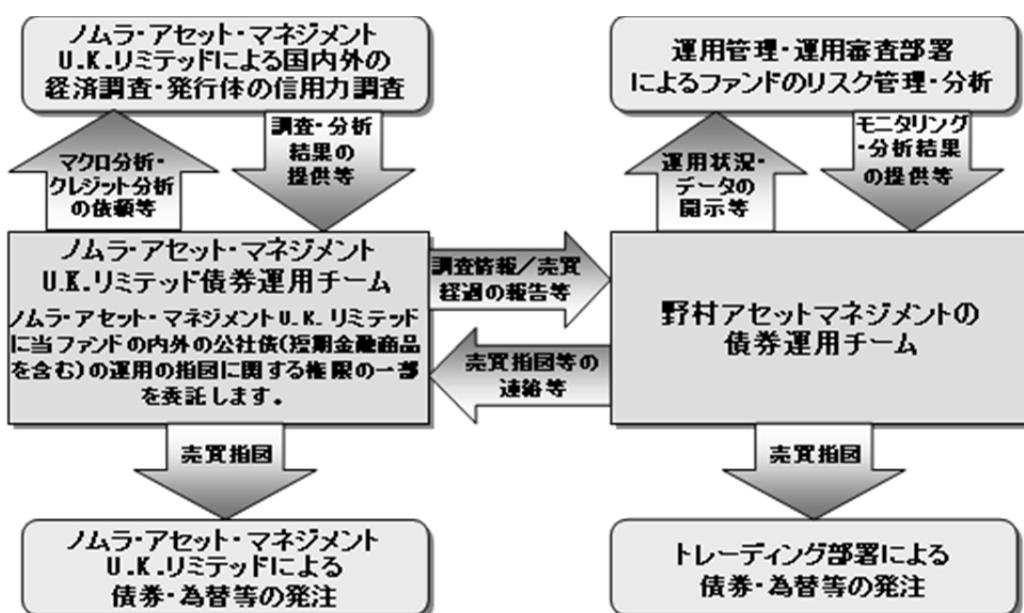
る同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
 - 2 指定金銭信託（上記「(2) 投資対象①有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
 - 3 コール・ローン
 - 4 手形割引市場において売買される手形
 - 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ その他の投資対象
- 1 先物取引等
 - 2 スワップ取引

(3) 【運用体制】

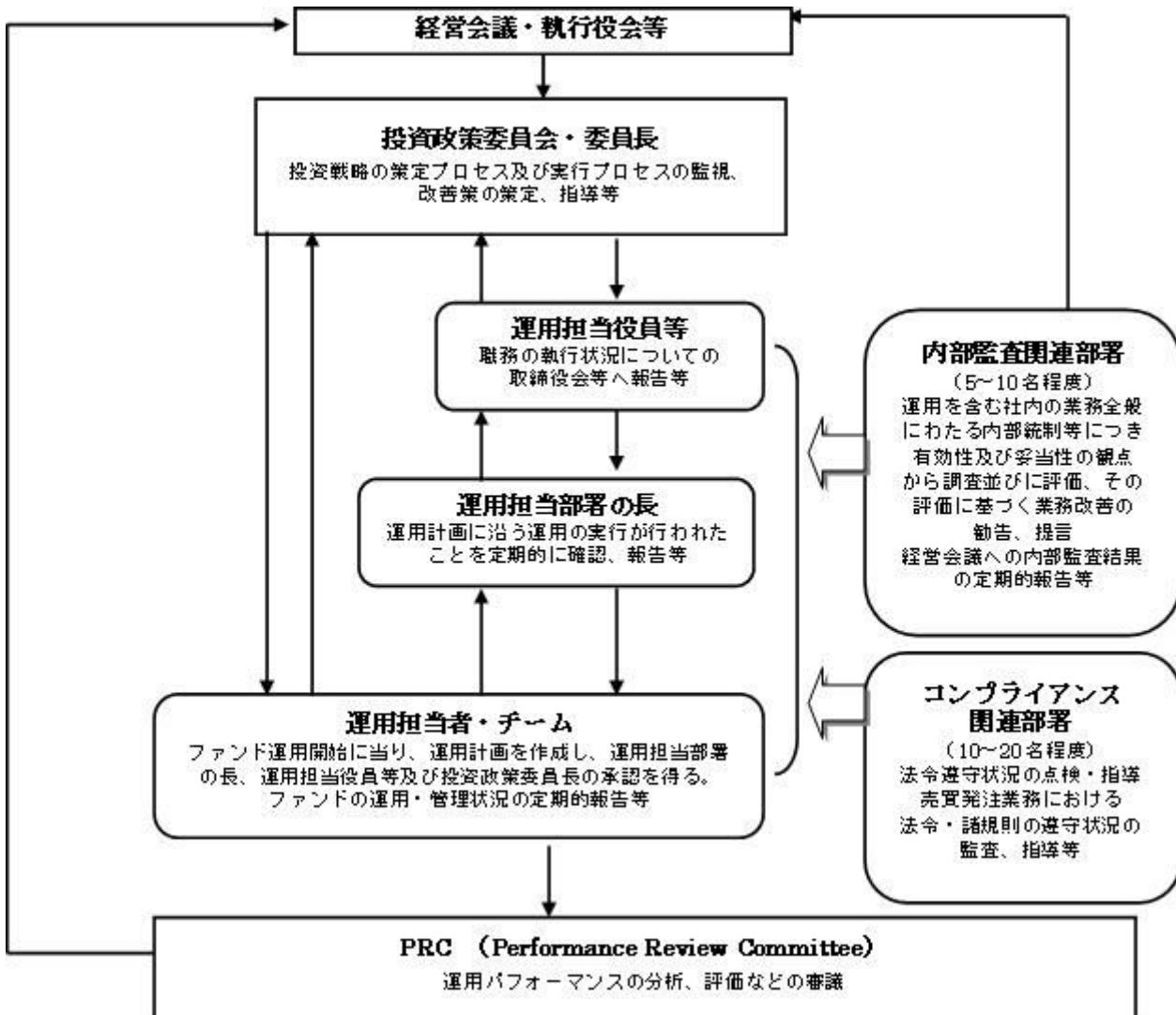
ファンドの運用体制は以下の通りです。

◆内外の公社債および為替などのそれぞれの分野に精通した専門家が1つのチームを編成し、各自の経験とノウハウを活用して効率的な運用に努めます。各担当者は、各国の債券・為替市場の分析を基に、マーケット動向を予想し、チームとしてバランスの良いリスク・リターン特性を有するポートフォリオの構築に努めます。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関する各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年4回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

- ※ 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- *委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年3月、6月、9月および12月の各21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

② 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

④ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行いません。

⑤ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以

下同じ。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第 24 条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (v) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 投資する株式の範囲(約款第 21 条)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑧ 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 26 条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第 27 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約の指図(約款第 28 条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬ 資金の借入れ(約款第37条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは組入外貨建資産について、原則として常時80%以上の為替ヘッジを行ない為替変動リスクの低減を図ることを基本としますので、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない

場合があります。

- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

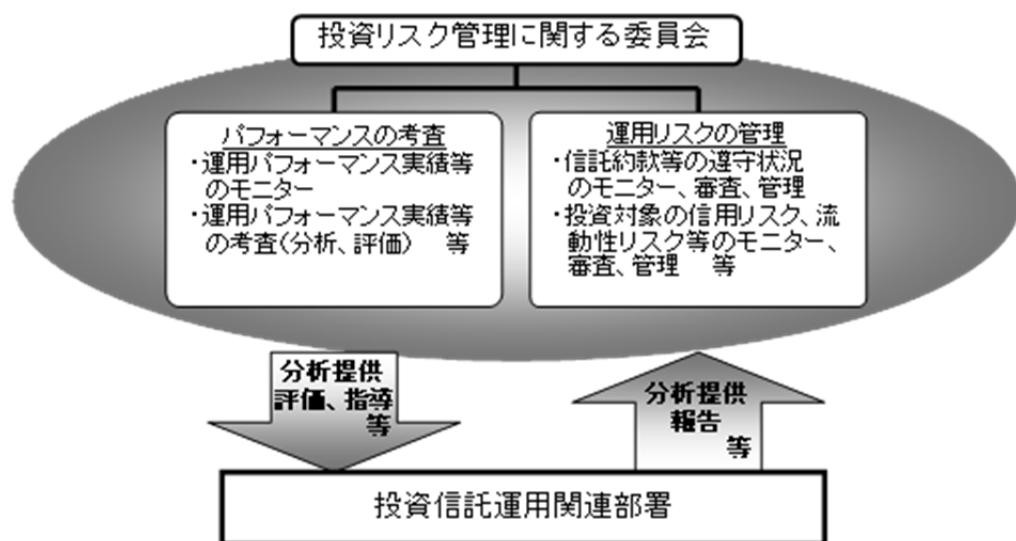
◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

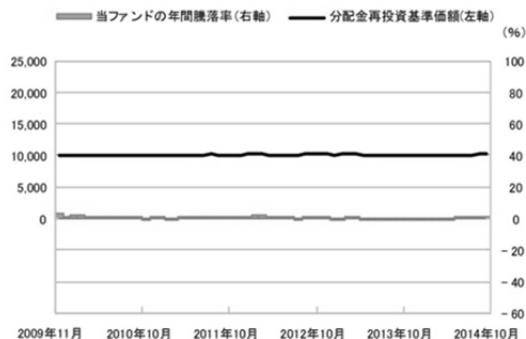
リスク管理体制図



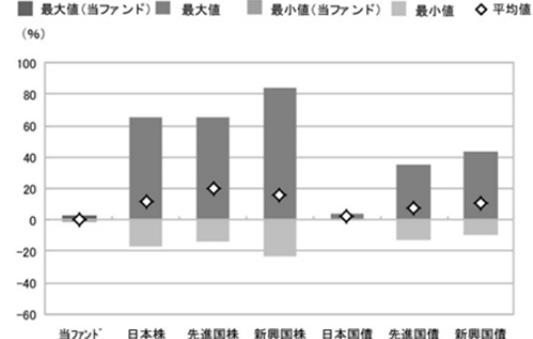
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2009年11月末～2014年10月末：月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであります。2009年11月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものであります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものであります。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

〈代表的な資産クラスの指標〉

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)…「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」と呼びます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。

ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指標スパンサー」)は、指標に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考へられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、0.324%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜0.3%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の72.36(税抜年10,000分の67)の率を乗じて得た額とし、その配分については純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

<純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
500億円以下の部分	年10,000分の32.0	年10,000分の30.0	年10,000分の5
500億円超750億円以下の部分	年10,000分の33.0	年10,000分の30.0	年10,000分の4
750億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の30.5	年10,000分の32.5	年10,000分の4
1,000億円超1,500億円以下の部分	年10,000分の31.5	年10,000分の32.5	年10,000分の3
1,500億円超の部分	年10,000分の29.0	年10,000分の35.0	年10,000分の3

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社である NAMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド)が受ける報酬は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年10,000分の3の率を乗じて得た額とします。なお、その報酬額は、この信託の信託報酬支払いのときに当事者間で支払うものとし、信託財産からの直接的な支払いは行ないません。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負

担とし、信託財産から支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るために、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益^{*}については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

*換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

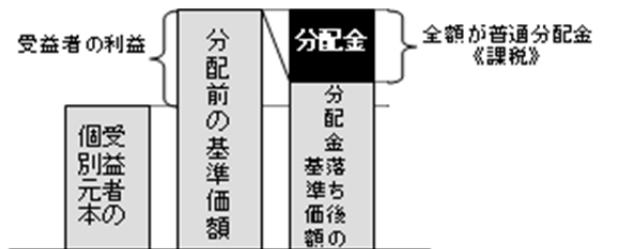
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※ 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成 26 年 10 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	2,132,743,957	30.58
	アメリカ	451,092,393	6.46
	メキシコ	779,604,550	11.18
	フランス	461,576,258	6.61
	ベルギー	914,252,703	13.11
	イギリス	90,697,643	1.30
	スウェーデン	8,208,484	0.11
	ノルウェー	61,329,320	0.87
	ポーランド	99,640,252	1.42
小計		4,999,145,560	71.69
特殊債券	アメリカ	519,152,935	7.44
	カナダ	19,797,801	0.28
	国際機関	291,130,060	4.17
	オーストラリア	245,910,471	3.52
	小計	1,075,991,267	15.43
社債券	アメリカ	163,841,867	2.34
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	734,090,186	10.52
合計（純資産総額）		6,973,068,880	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年) 第273回	850,000,000	101.28	860,958,998	101.28	860,958,998	1.5	2015/9/20	12.34
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年) 第270回	500,000,000	100.76	503,845,525	100.76	503,845,525	1.3	2015/6/20	7.22
3	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	50,000,000	862.84	431,420,250	858.76	429,382,750	8	2015/12/17	6.15
4	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年) 第329回	400,000,000	100.07	400,311,434	100.07	400,311,434	0.2	2015/6/15	5.74
5	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM GOVT	2,200,000	16,093.66	354,060,564	16,066.10	353,454,244	4	2019/3/28	5.06
6	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	40,000,000	873.65	349,461,320	875.55	350,221,800	7.25	2016/12/15	5.02
7	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	1,900,000	15,063.66	286,209,635	15,209.67	288,983,825	2.25	2023/6/22	4.14
8	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	1,800,000	15,155.93	272,806,794	15,100.81	271,814,634	4	2017/3/28	3.89

			GOVT								
9	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,500,000	15,559.68	233,395,305	15,506.63	232,599,510	4.25	2017/10/25	3.33
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,300,000	17,452.37	226,880,810	17,613.59	228,976,748	4.25	2023/10/25	3.28
11	アメリカ	特殊債券	JAPAN BANK FOR INTL COOP	2,000,000	10,903.38	218,067,696	10,968.44	219,368,842	1.125	2017/7/19	3.14
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	10,880.61	217,612,208	10,935.28	218,705,608	0.625	2017/2/15	3.13
13	日本	国債証券	国庫債券 利付(20年) 第36回	200,000,000	108.71	217,430,000	108.48	216,962,000	3	2017/9/20	3.11
14	アメリカ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	1,500,000	11,040.87	165,613,198	11,141.80	167,127,010	1.875	2018/9/17	2.39
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	11,041.63	165,624,473	11,133.88	167,008,299	2.5	2024/5/15	2.39
16	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年) 第106回	150,000,000	100.35	150,535,500	100.44	150,666,000	0.2	2017/9/20	2.16
17	オーストラリア	特殊債券	INTER-AMERICAN DEVEL BK	1,500,000	9,730.66	145,960,026	9,779.40	146,691,076	3.5	2017/9/26	2.10
18	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,000,000	14,601.70	146,017,014	14,663.29	146,632,980	1.5	2020/7/15	2.10
19	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,000,000	14,497.66	144,976,624	14,449.70	144,497,080	2.875	2016/7/15	2.07
20	アメリカ	特殊債券	JAPAN BANK FOR INTL COOP	1,000,000	10,960.42	109,604,275	11,049.27	110,492,772	1.75	2018/7/31	1.58
21	アメリカ	社債券	CENTRAL NIPPON EXPRESSWAY	1,000,000	10,934.00	109,340,000	10,861.83	108,618,356	2.079	2019/11/5	1.55
22	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,000,000	3,328.31	99,849,333	3,321.34	99,640,252	5.5	2015/4/25	1.42
23	オーストラリア	特殊債券	KFW	1,000,000	9,820.44	98,204,434	9,921.93	99,219,395	4	2019/1/16	1.42
24	イギリス	国債証券	UK TREASURY	500,000	18,195.50	90,977,547	18,139.52	90,697,643	4.75	2015/9/7	1.30
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	600,000	10,773.27	64,639,621	10,896.41	65,378,486	1.25	2018/10/31	0.93
26	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	3,500,000	1,741.50	60,952,790	1,752.26	61,329,320	4.25	2017/5/19	0.87
27	アメリカ	社債券	CENTRAL NIPPON EXPRESSWAY	503,000	10,862.92	54,640,532	10,978.82	55,223,511	2.17	2019/8/5	0.79
28	アメリカ	特殊債券	JAPAN FIN ORG MUNICIPAL	200,000	10,959.69	21,919,389	11,082.15	22,164,311	2.125	2019/3/6	0.31
29	カナダ	特殊債券	JAPAN BANK FOR INTL COOP	200,000	9,860.82	19,721,650	9,898.90	19,797,801	2.3	2018/3/19	0.28
30	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	500,000	1,634.10	8,170,514	1,641.69	8,208,484	3.75	2017/8/12	0.11

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	71.69
特殊債券	15.43
社債券	2.34
合 計	89.47

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成 26 年 10 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）	1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)
第 14 特定期間 (2005 年 3 月 22 日)	34,262	34,505	0.9177
第 15 特定期間 (2005 年 9 月 21 日)	30,155	30,321	0.9068
第 16 特定期間 (2006 年 3 月 22 日)	24,817	24,915	0.8866
第 17 特定期間 (2006 年 9 月 21 日)	21,568	21,617	0.8822
第 18 特定期間 (2007 年 3 月 22 日)	18,648	18,669	0.8802
第 19 特定期間 (2007 年 9 月 21 日)	16,138	16,156	0.8798
第 20 特定期間 (2008 年 3 月 21 日)	15,005	15,030	0.8945
第 21 特定期間 (2008 年 9 月 22 日)	14,059	14,099	0.8813
第 22 特定期間 (2009 年 3 月 23 日)	13,390	13,442	0.9035
第 23 特定期間 (2009 年 9 月 24 日)	12,611	12,659	0.9071
第 24 特定期間 (2010 年 3 月 23 日)	12,178	12,225	0.9030
第 25 特定期間 (2010 年 9 月 21 日)	11,736	11,782	0.9004
第 26 特定期間 (2011 年 3 月 22 日)	11,253	11,297	0.8884
第 27 特定期間 (2011 年 9 月 21 日)	10,990	11,033	0.8950
第 28 特定期間 (2012 年 3 月 21 日)	10,199	10,239	0.8861
第 29 特定期間 (2012 年 9 月 21 日)	10,288	10,329	0.8806
第 30 特定期間 (2013 年 3 月 21 日)	9,034	9,071	0.8733
第 31 特定期間 (2013 年 9 月 24 日)	7,943	7,976	0.8543
第 32 特定期間 (2014 年 3 月 24 日)	6,953	6,982	0.8514
第 33 特定期間 (2014 年 9 月 22 日)	7,005	7,034	0.8514
2013 年 10 月末日	7,899	—	0.8569
11 月末日	7,798	—	0.8583
12 月末日	7,547	—	0.8526
2014 年 1 月末日	6,964	—	0.8557
2 月末日	6,908	—	0.8566
3 月末日	7,103	—	0.8517
4 月末日	7,175	—	0.8518
5 月末日	7,178	—	0.8541
6 月末日	7,128	—	0.8512
7 月末日	7,079	—	0.8521

8月末日	7,044	—	0.8537	—
9月末日	7,018	—	0.8526	—
10月末日	6,973	—	0.8540	—

②【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第14特定期間	2004年9月22日～2005年3月22日	0.0125円
第15特定期間	2005年3月23日～2005年9月21日	0.0105円
第16特定期間	2005年9月22日～2006年3月22日	0.0075円
第17特定期間	2006年3月23日～2006年9月21日	0.0040円
第18特定期間	2006年9月22日～2007年3月22日	0.0030円
第19特定期間	2007年3月23日～2007年9月21日	0.0025円
第20特定期間	2007年9月22日～2008年3月21日	0.0025円
第21特定期間	2008年3月22日～2008年9月22日	0.0055円
第22特定期間	2008年9月23日～2009年3月23日	0.0055円
第23特定期間	2009年3月24日～2009年9月24日	0.0070円
第24特定期間	2009年9月25日～2010年3月23日	0.0070円
第25特定期間	2010年3月24日～2010年9月21日	0.0070円
第26特定期間	2010年9月22日～2011年3月22日	0.0070円
第27特定期間	2011年3月23日～2011年9月21日	0.0070円
第28特定期間	2011年9月22日～2012年3月21日	0.0070円
第29特定期間	2012年3月22日～2012年9月21日	0.0070円
第30特定期間	2012年9月22日～2013年3月21日	0.0070円
第31特定期間	2013年3月22日～2013年9月24日	0.0070円
第32特定期間	2013年9月25日～2014年3月24日	0.0070円
第33特定期間	2014年3月25日～2014年9月22日	0.0070円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第14特定期間	2004年9月22日～2005年3月22日	△0.1%
第15特定期間	2005年3月23日～2005年9月21日	△0.0%
第16特定期間	2005年9月22日～2006年3月22日	△1.4%
第17特定期間	2006年3月23日～2006年9月21日	△0.0%
第18特定期間	2006年9月22日～2007年3月22日	0.1%
第19特定期間	2007年3月23日～2007年9月21日	0.2%
第20特定期間	2007年9月22日～2008年3月21日	2.0%
第21特定期間	2008年3月22日～2008年9月22日	△0.9%
第22特定期間	2008年9月23日～2009年3月23日	3.1%

第23 特定期間	2009年 3月 24日～2009年 9月 24日	1.2%
第24 特定期間	2009年 9月 25日～2010年 3月 23日	0.3%
第25 特定期間	2010年 3月 24日～2010年 9月 21日	0.5%
第26 特定期間	2010年 9月 22日～2011年 3月 22日	△0.6%
第27 特定期間	2011年 3月 23日～2011年 9月 21日	1.5%
第28 特定期間	2011年 9月 22日～2012年 3月 21日	△0.2%
第29 特定期間	2012年 3月 22日～2012年 9月 21日	0.2%
第30 特定期間	2012年 9月 22日～2013年 3月 21日	△0.0%
第31 特定期間	2013年 3月 22日～2013年 9月 24日	△1.4%
第32 特定期間	2013年 9月 25日～2014年 3月 24日	0.5%
第33 特定期間	2014年 3月 25日～2014年 9月 22日	0.8%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の收益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

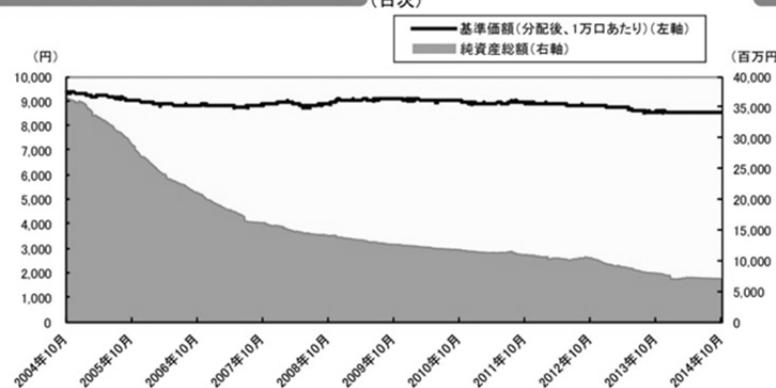
(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第14 特定期間	2004年 9月 22日～2005年 3月 22日	3,728,490,730	6,079,764,958	37,336,216,555
第15 特定期間	2005年 3月 23日～2005年 9月 21日	2,603,459,355	6,686,639,130	33,253,036,780
第16 特定期間	2005年 9月 22日～2006年 3月 22日	2,151,381,413	7,411,371,959	27,993,046,234
第17 特定期間	2006年 3月 23日～2006年 9月 21日	1,411,254,293	4,954,859,359	24,449,441,168
第18 特定期間	2006年 9月 22日～2007年 3月 22日	1,072,387,254	4,334,240,980	21,187,587,442
第19 特定期間	2007年 3月 23日～2007年 9月 21日	845,002,591	3,689,507,457	18,343,082,576
第20 特定期間	2007年 9月 22日～2008年 3月 21日	720,718,044	2,287,767,386	16,776,033,234
第21 特定期間	2008年 3月 22日～2008年 9月 22日	684,950,145	1,508,269,095	15,952,714,284
第22 特定期間	2008年 9月 23日～2009年 3月 23日	616,396,317	1,748,642,035	14,820,468,566
第23 特定期間	2009年 3月 24日～2009年 9月 24日	613,050,226	1,530,334,692	13,903,184,100
第24 特定期間	2009年 9月 25日～2010年 3月 23日	591,981,833	1,007,703,746	13,487,462,187
第25 特定期間	2010年 3月 24日～2010年 9月 21日	589,745,992	1,041,765,517	13,035,442,662
第26 特定期間	2010年 9月 22日～2011年 3月 22日	1,097,016,081	1,466,014,906	12,666,443,837
第27 特定期間	2011年 3月 23日～2011年 9月 21日	831,321,941	1,217,591,157	12,280,174,621
第28 特定期間	2011年 9月 22日～2012年 3月 21日	965,085,228	1,734,591,116	11,510,668,733
第29 特定期間	2012年 3月 22日～2012年 9月 21日	1,541,003,728	1,367,808,027	11,683,864,434
第30 特定期間	2012年 9月 22日～2013年 3月 21日	852,393,370	2,190,143,135	10,346,114,669
第31 特定期間	2013年 3月 22日～2013年 9月 24日	409,669,276	1,457,660,107	9,298,123,838
第32 特定期間	2013年 9月 25日～2014年 3月 24日	427,124,690	1,557,993,838	8,167,254,690
第33 特定期間	2014年 3月 25日～2014年 9月 22日	587,519,498	526,142,437	8,228,631,751

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

運用実績 (2014年10月31日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)



分配の推移 (1万口あたり、課税前)

2014年9月	35 円
2014年6月	35 円
2014年3月	35 円
2013年12月	35 円
2013年9月	35 円
設定来累計	2,204 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

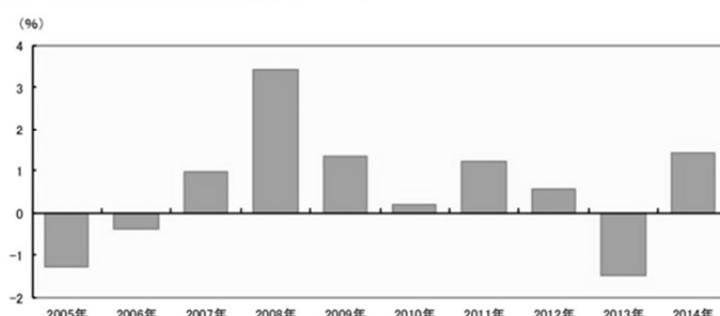
順位	銘柄	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付(10年)第273回	日本	12.3
2	国庫債券 利付(10年)第270回	日本	7.2
3	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	6.2
4	国庫債券 利付(2年)第329回	日本	5.7
5	BELGIUM KINGDOM GOVT	ベルギー	5.1
6	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	5.0
7	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	4.1
8	BELGIUM KINGDOM GOVT	ベルギー	3.9
9	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	フランス	3.3
10	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	フランス	3.3

債券種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	71.7
特殊債券	15.4
社債券	2.3

※ユーロについては発行国で記載しております。

年間收益率の推移 (暦年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2014年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※ 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

(i) 取得申込日の翌営業日の基準価額に、0.324%（税抜 0.3%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受

益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手續が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令お

より一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{*1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{*2} ① 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ② 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③ 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成30年3月21日までとします(平成10年7月30日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年3月22日から6月21日まで、6月22日から9月21日まで、9月22日から12月21日までおよび12月22日から翌年3月21日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、平成30年3月21日に終了するものとします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が 10 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年 3 月、9 月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年 3 月、9 月の決算日を基準に作成し 3 カ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手続

- (i) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- (ii) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

■換金（解約）の単位■

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金（解約）代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目からお支払いします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・ボンド・インカム・オープン

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成26年3月25日から平成26年9月22日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 11 月 5 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部俊夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・ボンド・インカム・オープンの平成 26 年 3 月 25 日から平成 26 年 9 月 22 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・ボンド・インカム・オープンの平成 26 年 9 月 22 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

前期 (平成 26 年 3 月 24 日現在)	当期 (平成 26 年 9 月 22 日現在)
----------------------------	----------------------------

資産の部		
流動資産		
預金	75,885,487	246,134,742
コール・ローン	152,039,932	933,910,246
国債証券	5,201,286,726	4,730,357,223
特殊債券	1,228,841,420	1,075,757,816
社債券	-	54,455,632
派生商品評価勘定	1,486,300	-
未収入金	390,672,149	-
未収利息	65,587,434	41,381,111
前払費用	3,452,232	9,438,788
その他未収益	1,144,044	486,504
流動資産合計	<u>7,120,395,724</u>	<u>7,091,922,062</u>
資産合計	<u>7,120,395,724</u>	<u>7,091,922,062</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,966,060	34,558,000
未払金	102,045,015	-
未払収益分配金	28,585,391	28,800,211
未払解約金	10,649,292	10,294,919
未払受託者報酬	923,363	951,928
未払委託者報酬	11,449,692	11,803,893
その他未払費用	36,906	38,044
流動負債合計	<u>166,655,719</u>	<u>86,446,995</u>
負債合計	<u>166,655,719</u>	<u>86,446,995</u>
純資産の部		
元本等		
元本	8,167,254,690	8,228,631,751
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,213,514,685	△1,223,156,684
（分配準備積立金）	601,785,540	569,509,690
元本等合計	<u>6,953,740,005</u>	<u>7,005,475,067</u>
純資産合計	<u>6,953,740,005</u>	<u>7,005,475,067</u>
負債純資産合計	<u>7,120,395,724</u>	<u>7,091,922,062</u>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

前期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 26 年 3 月 24 日	当期 自 平成 26 年 3 月 25 日 至 平成 26 年 9 月 22 日
--	--

営業収益		
受取利息	90,544,249	87,014,132
有価証券売買等損益	△37,833,518	1,295,285

為替差損益	8,923,432	△5,588,022
その他収益	713,538	790,014
営業収益合計	62,347,701	83,511,409
営業費用		
受託者報酬	1,949,920	1,912,218
委託者報酬	24,178,942	23,711,465
その他費用	572,584	539,010
営業費用合計	26,701,446	26,162,693
営業利益又は営業損失 (△)	35,646,255	57,348,716
経常利益又は経常損失 (△)	35,646,255	57,348,716
当期純利益又は当期純損失 (△)	35,646,255	57,348,716
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	2,963,192	943,513
期首剰余金又は期首次欠損金 (△)	△1,354,644,453	△1,213,514,685
剰余金増加額又は欠損金減少額	229,855,365	78,884,550
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	229,855,365	78,884,550
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,700,179	86,892,432
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,700,179	86,892,432
分配金	59,708,481	58,039,320
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,213,514,685	△1,223,156,684

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	当該財務諸表の特定期間は、平成 26 年 3 月 25 日から平成 26 年 9 月 22 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成 26 年 3 月 24 日現在	当期 平成 26 年 9 月 22 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 8,167,254,690 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 8,228,631,751 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額
元本の欠損 1,213,514,685 円	元本の欠損 1,223,156,684 円

3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額
1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	0.8514 円 (8,514 円)
(損益及び剩余金計算書に関する注記)	(損益及び剩余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 26 年 3 月 24 日	当期 自 平成 26 年 3 月 25 日 至 平成 26 年 9 月 22 日																																																												
1. 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 1,106,125 円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 1,062,413 円																																																												
2. 分配金の計算過程 平成 25 年 9 月 25 日から平成 25 年 12 月 24 日まで	2. 分配金の計算過程 平成 26 年 3 月 25 日から平成 26 年 6 月 23 日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>33,583,803 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,289,234,112 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>675,373,239 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,998,191,154 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>8,892,311,513 口</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,247 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>31,123,090 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	33,583,803 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	1,289,234,112 円	分配準備積立金額	D	675,373,239 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,998,191,154 円	当ファンドの期末残存口数	F	8,892,311,513 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,247 円	10,000 口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金額	I=F×H/10,000	31,123,090 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>29,684,395 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,265,324,823 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>584,663,763 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,879,672,981 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>8,354,031,298 口</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,250 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>29,239,109 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	29,684,395 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	1,265,324,823 円	分配準備積立金額	D	584,663,763 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,879,672,981 円	当ファンドの期末残存口数	F	8,354,031,298 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,250 円	10,000 口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金額	I=F×H/10,000	29,239,109 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	33,583,803 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	1,289,234,112 円																																																											
分配準備積立金額	D	675,373,239 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,998,191,154 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	8,892,311,513 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,247 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	35 円																																																											
収益分配金額	I=F×H/10,000	31,123,090 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	29,684,395 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	1,265,324,823 円																																																											
分配準備積立金額	D	584,663,763 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,879,672,981 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	8,354,031,298 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,250 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	35 円																																																											
収益分配金額	I=F×H/10,000	29,239,109 円																																																											
平成 25 年 12 月 25 日から平成 26 年 3 月 24 日まで	平成 26 年 6 月 24 日から平成 26 年 9 月 22 日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>28,617,168 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,206,329,612 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>601,753,763 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,836,700,543 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>8,167,254,690 口</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,248 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>28,585,391 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	28,617,168 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	1,206,329,612 円	分配準備積立金額	D	601,753,763 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,836,700,543 円	当ファンドの期末残存口数	F	8,167,254,690 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,248 円	10,000 口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金額	I=F×H/10,000	28,585,391 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>32,538,768 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,257,422,156 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>565,771,133 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,855,732,057 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>8,228,631,751 口</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,255 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>28,800,211 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	32,538,768 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	1,257,422,156 円	分配準備積立金額	D	565,771,133 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,855,732,057 円	当ファンドの期末残存口数	F	8,228,631,751 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,255 円	10,000 口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金額	I=F×H/10,000	28,800,211 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	28,617,168 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	1,206,329,612 円																																																											
分配準備積立金額	D	601,753,763 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,836,700,543 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	8,167,254,690 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,248 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	35 円																																																											
収益分配金額	I=F×H/10,000	28,585,391 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	32,538,768 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	1,257,422,156 円																																																											
分配準備積立金額	D	565,771,133 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,855,732,057 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	8,228,631,751 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,255 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	35 円																																																											
収益分配金額	I=F×H/10,000	28,800,211 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 26 年 3 月 24 日	当期 自 平成 26 年 3 月 25 日 至 平成 26 年 9 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

2 有価証券関係に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 平成 26 年 3 月 24 日現在	当期 平成 26 年 9 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券、特殊債券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については、(その他の注記) の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券、特殊債券、社債券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については、(その他の注記) の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 26 年 3 月 24 日	当期 自 平成 26 年 3 月 25 日 至 平成 26 年 9 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘査して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 26 年 3 月 24 日	当期 自 平成 26 年 3 月 25 日 至 平成 26 年 9 月 22 日
期首元本額 9,298,123,838 円	期首元本額 8,167,254,690 円
期中追加設定元本額 427,124,690 円	期中追加設定元本額 587,519,498 円
期中一部解約元本額 1,557,993,838 円	期中一部解約元本額 526,142,437 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成 25 年 9 月 25 日 至 平成 26 年 3 月 24 日	当期 自 平成 26 年 3 月 25 日 至 平成 26 年 9 月 22 日
----	--	--

	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△5,188,724	△8,096,979
特殊債券	747,560	△646,280
社債券	0	△356,277
合計	△4,441,164	△9,099,536

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(平成 26 年 3 月 24 日現在)			当期(平成 26 年 9 月 22 日現在)		
	契約額等（円）		評価損益（円）	契約額等（円）		評価損益（円）
	うち 1 年 超	時価（円）		うち 1 年 超	時価（円）	
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売建	4,049,417,240	—	4,060,897,000	△11,479,760	3,547,707,000	—
米ドル	1,064,002,800	—	1,074,150,000	△10,147,200	300,126,400	—
カナダドル	163,800,000	—	163,746,000	54,000	107,250,000	—
メキシコペソ	—	—	—	—	624,808,800	—
ユーロ	2,103,135,000	—	2,102,390,000	745,000	1,693,835,800	—
英ポンド	185,004,380	—	185,493,000	△488,620	—	—
スウェーデン クローナ	—	—	—	—	15,030,000	—
ノルウェーク ローネ	59,527,300	—	59,080,000	447,300	75,276,000	—
ズロチ	33,500,000	—	33,510,000	△10,000	182,050,000	—
豪ドル	303,920,760	—	306,108,000	△2,187,240	320,100,000	—
シンガポール ドル	80,127,000	—	80,260,000	△133,000	229,230,000	—
ランド	56,400,000	—	56,160,000	240,000	—	—
合計	4,049,417,240	—	4,060,897,000	△11,479,760	3,547,707,000	—

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 26 年 9 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成 26 年 9 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付 (2年) 第329回	400,000,000	400,362,836	
		国庫債券 利付 (5年) 第106回	150,000,000	150,535,500	
		国庫債券 利付 (10年) 第270回	500,000,000	504,491,950	
		国庫債券 利付 (10年) 第273回	850,000,000	862,274,000	
		国庫債券 利付 (20年) 第36回	200,000,000	217,430,000	
	小計	銘柄数：5	2,100,000,000	2,135,094,286	
		組入時価比率：30.5%		36.5%	
米ドル	US TREASURY N/B	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,990,234.20	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,576,624.96	
		US TREASURY N/B	500,000.00	497,031.25	
	小計	銘柄数：3	4,100,000.00	4,063,890.41	
		組入時価比率：6.3%		(442,842,137)	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	50,000,000.00	52,935,000.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000.00	21,446,000.00	
ユーロ	小計	銘柄数：2	70,000,000.00	74,381,000.00	
		組入時価比率：8.7%		(612,899,440)	
				10.5%	
		BELGIUM KINGDOM	1,100,000.00	1,199,825.00	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	1,800,000.00	1,979,730.00	
	小計	BELGIUM KINGDOM GOVT	2,200,000.00	2,569,380.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,500,000.00	1,693,725.00	
英ポンド	小計	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,300,000.00	1,646,450.00	
		銘柄数：5	7,900,000.00	9,089,110.00	
		組入時価比率：18.2%		(1,272,384,508)	
	小計			21.7%	
		UK TREASURY	500,000.00	520,050.00	
	スウェーデンクローナ	銘柄数：1	500,000.00	520,050.00	
		組入時価比率：1.3%		(92,548,098)	
				1.6%	
小計	SWEDISH GOVERNMENT	500,000.00	548,725.00		
	銘柄数：1	500,000.00	548,725.00		

		組入時価比率 : 0.1%	(8,373,543)	
			0.1%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,739,435.00	
小計	銘柄数 : 1	3,500,000.00	3,739,435.00	
			(64,168,704)	
	組入時価比率 : 0.9%		1.1%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,051,630.00	
小計	銘柄数 : 1	3,000,000.00	3,051,630.00	
			(102,046,507)	
	組入時価比率 : 1.5%		1.7%	
合計			4,730,357,223	
			(2,595,262,937)	
特殊債券	米ドル	JAPAN BANK FOR INTL COOP	2,000,000.00	1,994,400.00
		JAPAN BANK FOR INTL COOP	1,000,000.00	1,002,417.00
		JAPAN FIN ORG MUNICIPAL	200,000.00	200,470.00
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK	1,500,000.00	1,514,662.50
		銘柄数 : 4	4,700,000.00	4,711,949.50
				(513,461,137)
		組入時価比率 : 7.3%		8.8%
	カナダドル	JAPAN BANK FOR INTL COOP	200,000.00	202,004.00
		銘柄数 : 1	200,000.00	202,004.00
				(20,109,498)
		組入時価比率 : 0.3%		0.3%
ユーロ	ユーロ	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,000,000.00	1,052,080.00
		EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,000,000.00	1,059,630.00
	小計	銘柄数 : 2	2,000,000.00	2,111,710.00
				(295,618,282)
		組入時価比率 : 4.2%		5.0%
豪ドル	豪ドル	INTER-AMERICAN DEVEL BK	1,500,000.00	1,513,009.50
		KFW	1,000,000.00	1,017,979.00
	小計	銘柄数 : 2	2,500,000.00	2,530,988.50
				(246,568,899)
		組入時価比率 : 3.5%		4.2%
	合計		1,075,757,816	
			(1,075,757,816)	

社債券	米ドル	CENTRAL NIPPON EXPRESSWY	503,000.00	499,730.50	
		銘柄数：1	503,000.00	499,730.50	
		組入時価比率：0.8%		(54,455,632) 0.9%	
	合計			54,455,632 (54,455,632)	
合計				5,860,570,671 (3,725,476,385)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年10月31日現在

I 資産総額	11,274,259,829円
II 負債総額	4,301,190,949円
III 純資産総額 (I - II)	6,973,068,880円
IV 発行済口数	8,165,316,375口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8540円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成 26 年 10 月末現在、17,180 百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000 株

発行済株式総数 5,150,693 株

過去 5 年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

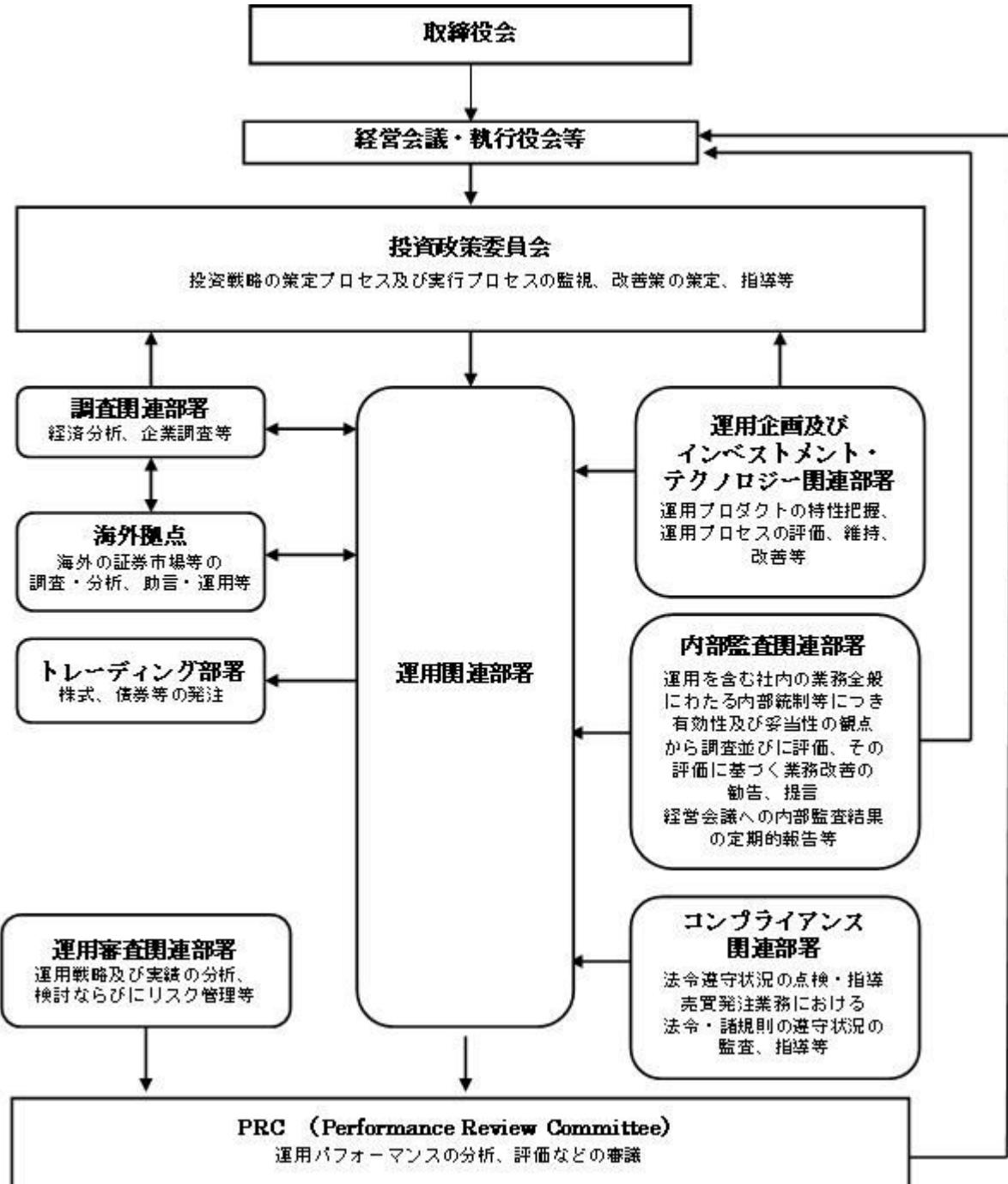
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役 3 名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ) 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ) 報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ) 監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 26 年 9 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	847	15,156,941
単位型株式投資信託	46	228,824
追加型公社債投資信託	18	6,555,587
単位型公社債投資信託	68	656,040
合計	979	22,597,392

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 6 日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 55 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者に

よって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		333		247	
金銭の信託		51,061		51,758	
有価証券		4,500		11,800	
前払金		-		0	
前払費用		29		28	
未収入金		271		287	
未収委託者報酬		8,651		10,741	
未収収益		4,224		5,999	
繰延税金資産		1,504		2,010	
その他		12		159	
貸倒引当金		△6		△8	
流動資産計		70,582		83,026	
固定資産					
有形固定資産			1,470		1,508
建物	※2	485		442	
器具備品	※2	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

		前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	※1		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	※1		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716
負債合計			25,385		27,907
(純資産の部)					
株主資本			71,942		80,249
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			43,032		51,339
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			△30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837

(2) 【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益					
委託者報酬		74,067		87,258	
運用受託報酬		17,516		24,589	
その他営業収益		163		188	
営業収益計		91,747		112,036	
営業費用					
支払手数料		37,925		44,194	
広告宣伝費		768		793	
公告費		0		0	
受益証券発行費		5		6	
調査費		16,591		20,794	
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費		903		941	
営業雑経費		2,616		2,926	
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計		58,810		69,656	
一般管理費					
給料		10,039		11,091	
役員報酬	※2	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費		122		131	
旅費交通費		446		454	
租税公課		289		387	
不動産賃借料		1,242		1,212	
退職給付費用		1,067		1,069	
固定資産減価償却費		4,106		3,518	
諸経費		6,273		6,596	
一般管理費計		23,589		24,460	
営業利益		9,347		17,919	

		前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		—	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	※1	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		—	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		—	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		—	
投資有価証券償還損		—		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	※3	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		△90
当期純利益			6,510		12,273

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剩余金の配当						△3,090	△3,090	△3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剩余金の配当				△3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,965	△43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	△43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	△30	4,628	76,570

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剩余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位:百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
当期変動額				
剩余金の配当				△3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	—	6,679	86,929

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </tbody> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。								
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。								

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)												
<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">未払金</td> <td style="width: 95%;">2,368百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,584</td> </tr> </table>	未払金	2,368百万円	未払費用	1,584	<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">未払金</td> <td style="width: 95%;">4,601百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,607</td> </tr> </table>	未払金	4,601百万円	未払費用	1,607				
未払金	2,368百万円												
未払費用	1,584												
未払金	4,601百万円												
未払費用	1,607												
<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">建物</td> <td style="width: 95%;">518百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,524</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,043</td> </tr> </table>	建物	518百万円	器具備品	2,524	合計	3,043	<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">建物</td> <td style="width: 95%;">565百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,849</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,414</td> </tr> </table>	建物	565百万円	器具備品	2,849	合計	3,414
建物	518百万円												
器具備品	2,524												
合計	3,043												
建物	565百万円												
器具備品	2,849												
合計	3,414												

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりあります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりあります。 受取配当金 3,568百万円 支払利息 5
※2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 <hr/> 合計 118	※3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 6 ソフトウェア 11 <hr/> 合計 17

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,090百万円
1株当たり配当額	600円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月2日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指數先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	333	333	-
(2) 金銭の信託	51,061	51,061	-
(3) 未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(5) 関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6) 短期借入金	3,000	3,000	-
(7) 関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8) 未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(9) 未払費用	6,979	6,979	-
(10) 未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11) デリバティブ取引 (*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	247	247	-
(2) 金銭の信託	51,758	51,758	-
(3) 未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5) 関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6) 未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7) 未払費用	8,420	8,420	-
(8) 未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によってます。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
投資信託(※1)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	—
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	—
投資信託	708	—	60
合計	730	6	60

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4. その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	11,800	11,800	—
小計	11,800	11,800	—
合計	22,467	12,082	10,384

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
投資信託	761	—	51
合計	761	—	51

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)	
イ. 退職給付債務	△15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△813
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△813
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	△237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347
 前払年金費用	 △347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

②長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用收益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳
繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,050
賞与引当金	1,181
所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501
未払事業税	184
ゴルフ会員権評価減	408
減価償却超過額	208
時効後支払損引当金	178
子会社株式売却損	172
未払社会保険料	90
退職給付引当金	292
繰延ヘッジ損失	18
その他	124
繰延税金資産小計	<u>5,189</u>
評価性引当金	△2,704
繰延税金資産計	<u>2,485</u>
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	2,620
前払年金費用	—
繰延税金負債計	<u>2,620</u>
繰延税金負債(純額)	<u>135</u>
繰延税金資産小計	<u>6,284</u>
評価性引当金	△3,602
繰延税金資産計	<u>2,681</u>
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	3,757
前払年金費用	125
繰延税金負債計	<u>3,882</u>
繰延税金負債(純額)	<u>1,200</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%
関係会社株式評価減	10.3%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>39.2%</u>
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	1.4%
外国税額控除	△0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%
関係会社株式評価減	4.7%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>37.9%</u>
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。	
この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。	

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)		1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000(百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	—

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計 173, 289

固定資産合計 239, 585

流動負債合計 119, 860

固定負債合計 20, 742

純資産合計 272, 272

売上高 337, 340

税引前当期純利益 34, 116

当期純利益 21, 546

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000(百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計 191,892

固定資産合計 249,548

流動負債合計 84,950

固定負債合計 55,262

純資産合計 301,227

売上高 355,777

税引前当期純利益 47,854

当期純利益 28,759

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額 14,866円12銭	1株当たり純資産額 16,877円25銭
1株当たり当期純利益 1,264円08銭	1株当たり当期純利益 2,382円87銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 6,510百万円 普通株式に係る当期純利益 6,510百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 12,273百万円 普通株式に係る当期純利益 12,273百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

(ノムラ・ボンド・インカム・オープン)

運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長を図ることを目的として、安定的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界先進主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 公社債への投資にあたっては、ソブリン債および国際機関の発行した債券を中心とした優良クレジットの債券に分散投資することを基本とします。

投資を行なう債券の格付は、AA格相当以上を中心に、A格相当までとします（格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものと含みます。）。

投資対象国のファンダメンタルズ、金利動向等の分析・評価に基づき、カントリー・アロケーションならびに個別投資銘柄を決定し、分散ポートフォリオを構築することを基本とします。

② ポートフォリオのデュレーションは、原則として概ね1～3年程度で4年を超えない範囲内に維持することを基本とします。

③ カントリー・アロケーション、デュレーションおよび為替ヘッジ比率をアクティブに変更することで収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

④ 外貨建資産については、他通貨による代替ヘッジも含め、原則として常時80%以上をヘッジし、為替変動リスクの低減を目指します。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑥ NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED に当ファンドの内外の公社債（短期金融商品を含む）の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

② 有価証券先物取引等は約款第23条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第24条の範囲で行ないます。

④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額

の10%以内とします。

- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

3. 収益分配方針

年4回の毎決算時（原則として3月、6月、9月、12月の各21日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
ノムラ・ボンド・インカム・オープン
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金20億円～金1,000億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成30年3月21日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については20億口～1,000億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ <削除>

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 販売会社は、第6条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 (削除)

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第19条 委託者(第20条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第21条から第26条まで、第28条、第35条から第38条までについて同じ。)は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
5. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10以上となる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前条に掲げる有価証券等への投資等ならびに第23条、第24条、第26条、第28条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(運用の権限委託)

第20条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲 : 内外の公社債（短期金融商品を含む）の運用の一部

委託先名称 : NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

委託先所在地 : 英国ロンドン市

② 前項の委託を受けた者が受けた報酬は、信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、年10,000分の3の率を乗じて得た額とします。なお、その報酬額は、この信託の信託報酬支弁のときに当事者間で支払うものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、第20条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月まで

に受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する

契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種

金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第33条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第40条 この信託の計算期間は、毎年3月22日から6月21日まで、6月22日から9月21日まで、9月22日から12月21日まで、12月22日から翌年3月21日までとします。ただし、第1計算期間は平成10年7月30日から平成10年9月21日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用および監査費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の67の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第45条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第47条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)

は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第49条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の

基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ <削除>

⑧ <削除>

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

③ <削除>

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条の2 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第50条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第56条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託

者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 57 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 46 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 18 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 10 年 7 月 30 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社